

公益財団法人新潟観光コンベンション協会合宿補助金交付要綱

この要綱は、スポーツ合宿に要する経費に対し、公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において協会が交付する補助金に関し必要な事項を定める。

（目的）

第1条 新潟市の区域内のスポーツ施設・宿泊施設を利用して実施するスポーツ合宿を支援することで、新潟市の知名度の向上及びスポーツを通じた交流の推進を図るとともに、大会等の誘致に結び付けることで地域経済の活性化やスポーツの振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ナショナルチーム オリンピック・パラリンピック、世界選手権、アジア大会等の国際大会に向けて結成した各国代表チーム
- (2) プロスポーツチーム 各競技におけるプロリーグ等に出場するチーム等
- (3) アマチュアスポーツチーム 各競技におけるアマチュアリーグ等に出場するチーム等
- (4) 社会人 各競技における社会人等で構成されるチーム等
- (5) 実業団 各競技における企業や組合の従業員で構成されるチーム等
- (6) 大学生 大学に所属する学生で組織するチーム等
- (7) スポーツ施設等 公立・民間のスポーツ施設及び学校体育施設
- (8) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガローは除く。）
- (9) 参加者 選手、指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等）
- (10) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付対象とするスポーツ合宿は、次のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 新潟県外に活動拠点があるチーム等であること。
- (2) 主な練習施設及び宿泊施設が新潟市内であること。
- (3) 連続して2日以上合宿で、かつ新潟市内で宿泊があること。

- (4) 1回の合宿期間における延べ宿泊者数が30人泊以上であること。
- (5) ナショナルチームの場合は、合宿期間中に練習の一部を公開、もしくは地域のスポーツ団体や地域住民に対し技術指導などの交流事業を実施できること。
- (6) 協会が誘致したものであること。
- (7) その他、公益財団法人新潟観光コンベンション協会理事長（以下、「理事長」という。）が特に認めたもの。

2 次に該当する合宿は補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの。
- (2) 合宿経費に直接又は間接的に他の市費が含まれるもの。
- (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つもの。
- (4) 大会やイベントの参加にかかるもの。
- (5) 同一団体による同一年度内の2回目以降のもの。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。
- (6) その他理事長が不相当と認めたもの。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次の表に定める額とする。

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額 (1年)
ナショナルチーム	参加者の宿泊費、施設使用料及び日本国内移動交通費の合計額	補助対象経費に1/2を乗じた金額	100万円
オリンピックを除く国際競技大会の規定に基づき年齢制限を付して結成されたナショナルチーム	参加者の宿泊費、施設使用料及び日本国内移動交通費の合計額	補助対象経費に1/2を乗じた金額	50万円
プロスポーツチーム、アマチュアスポーツチーム、社会人、実業団、大学生	—	延べ宿泊者数に1,000円を乗じた金額	50万円

2 前項の補助対象経費は、協会の別の助成制度が適用された場合には、当該助成制度による助成の対象となったすべての経費を控除したものとする。

(補助対象指定の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助対象指定申請書(様式第1号)に、調査書(様式第2号)、事業計画書、収支予算書(ナショナルチームのみ)、その他理事長が必要と認める書類を添えて理事長に提出し、補助金の交付対象の指定(以下「補助対象の指定」という。)を受けなければならない。

2 前項に規定する申請をすることができるものは、補助対象の指定を受けようとする合宿の主催団体であるものとする。

(補助対象の指定等)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る合宿が補助対象としての適格性を有するか否かを審査するものとする。

2 理事長は、当該合宿が、補助対象としての適格性を有すると認められたときは当該合宿を補助対象として指定するとともにその旨を補助対象合宿指定通知書(様式第3号)により当該合宿の主催団体に通知し、補助対象としての適格性を有するものと認められなかったときはその旨及び理由を当該主催団体に通知するものとする。

(変更・取消申請等)

第7条 主催団体は、指定を受けた後において、交付額の算定基礎に著しい増減が生じた場合等合宿の内容に変更が生じたときは、速やかに変更・取消承認申請書(様式第4号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更・取消を承認したときは、理事長は、その旨を主催団体に通知するものとする。

2 理事長は、変更・取消申請に係る合宿の内容が補助対象に該当しないと判断したときは、補助対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 主催団体は、補助対象合宿が終了したときは、合宿補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)及び添付書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第9条 理事長は前条の交付申請書兼実績報告書を受領したときは、その審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により主催団体に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、審査により当該合宿が補助金の交付対象に該当しないものと認めたときは、その旨及び理由を主催団体に通知し、補助金を交付しないものとする。

(補助金交付の取消し及び返還請求)

第10条 理事長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

2 補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(言語及び通貨)

第11条 この要綱に定める申請、通知などに用いる言語は日本語とする。

2 この要綱に定める経費の計算及び補助金の支払いに用いる通貨は日本円とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

(施行期日)

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する